

「テクノプラザものづくり支援センター・ベンチャーファクトリーC棟」公募時質問に対する回答

項番	質問	回答
1	建物の修繕義務はどちらにあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の責めに帰すことができない建物の修繕のみ、県が負担します。 ・破損ガラスや照明器具の管球等、消耗部材の取替修繕及び給水栓その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用は、利用者が負担します。
2	アンカー打設は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・打設の事例があります。 ・退去時の現状回復を条件に認める場合がありますので、あらかじめ書面により県の承諾を得てください（利用者が設備・造作等の新設、変更、除去その他貸し工場内の現状を変更する場合は、あらかじめ書面により県の承諾が必要）。 ・また、建物や他に悪い影響を与えると判断した場合、承認をしない、または取り消すことがあります。 ・貸工場内外に設置された諸造作、設備、その他は、賃貸借終了の日までに自己の費用をもって撤去し、現状回復してください。
3	<p>電気の増設 200V（動力）-300Aが2本（必須） 将来的に3本欲しい。 今の設備（共有キュービクル）で、増やせるか 増やせないなら、C棟近くにキュービクルを増設してもよいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共有キュービクル（A・B・C棟分）は206Aですので、増設は困難です。 ・ベンチャーファクトリーの自家用電気工作物の運用・維持管理に当たっては、電気事業法第43条及び同法施工規則第52条第1項により、電気主任技術者を選定して保安管理を行わなければならないことから、県から一般財団法人中部電気保安協会に業務委託を行っています。 ・自前のキュービクルの設置に関しては、県は一切の責任を負わず、利用者の保守管理物件となりますので、C棟の敷地内で設置スペースに問題がなく、管理上支障がないと認められる場合は、退去時の現状回復を条件に認める場合がありますので、あらかじめ書面により県の承諾を得てください（利用者が設備・造作等の新設、変更、除去その他貸し工場内の現状を変更する場合は、あらかじめ書面により県の承諾が必要）。 ・また、建物や他に悪い影響を与えると判断した場合、承認をしない、または取り消すことがあります。 ・貸工場内外に設置された諸造作、設備、その他は、賃貸借終了の日までに自己の費用をもって撤去し、現状回復してください。 ・関係法令等から設置が可能かどうかは、事業者にて確認してください。
4	敷地外にガスボンベ庫及び冷却塔に設置することは認めもらえるか。 建物の通気口などを通して配管を入れることは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・C棟の敷地内で、設置スペースに問題がなく、管理上支障がないと認められる場合は、退去時の現状回復を条件に認める場合がありますので、あらかじめ書面により県の承諾を得てください（利用者が設備・造作等の新設、変更、除去その他貸し工場内の現状を変更する場合は、あらかじめ書面により県の承諾が必要）。 ・通気口等に配管を通すことについては、本来の機能を損なわないことが条件となりますが、技術的に可能かどうかについては、利用者において専門業者等に確認をお願いします。 ・また、建物や他に悪い影響を与えると判断した場合、承認をしない、または取り消すことがあります。 ・貸工場内外に設置された諸造作、設備、その他は、賃貸借終了の日までに自己の費用をもって撤去し、現状を回復してください。 ・関係法令等から設置が可能かどうかは、事業者にて確認してください。

項番	質問	回答
5	<p>[利用申込書]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間は空欄で良かったでしょうか。 ・特別設備の内容について、特別設備とは屋外への設置物のことでしょうか。設置物全部でしょうか。何を指すのか教えて下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間は空欄としてください。 ・テクノプラザものづくり支援センター条例第5条第1項の規程に基づき、当該施設に項番3・4のような備え付け以外の特別な設備を設置しようとするときは、利用申込書に設置する設備を記載し、併せて当該設備の内容がわかる資料を添付してください。なお申請者は、当該設備の設置にあたり、法令等の規制の有無を確認し、必要な手続きを行ってください。また、法令等の規制がある場合は、利用申込書にその旨記載してください。
6	<p>[事業計画書]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2. 施設内で行う事業計画に関し、ダウンロードした申請書に近い行数で文章のみ記載しましたが、もっと細かく説明してボリュームを増やしたり、写真や図を入れた方が良いでしょうか。 ・⑥事業計画に関し、会社全体ではなく、テクノプラザで行う事業のみで数値を記入しましたが、事業単体の計画記載で良かったでしょうか。 ・3. 環境汚染関係に関し、環境省の定める規制対象の物はないかと思いますが、記載は不要でしたでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜、行を追加していただいても構いません。 ・事業計画書の様式に写真の使用は想定していません。 ・図の使用については、「2(2)施設利用計画③ 生産工程フロー図」のみを想定しています。 ・なお、写真及び図を入居企業評価委員会の説明資料に用いていただくことは可能です。 ・⑥事業計画の記載については、お見込みのとおりです。 ・3. 環境汚染関係については、大気汚染、水質汚濁、騒音、産業廃棄物、臭気、その他の環境を汚染しない事業であることを確認するためのものですので、該当がない場合は該当なしと記載してください。